

平成 28 年度

日本スポーツ体育健康科学系学術連合

総会 審議事項 8 資料 8-3

<原案>

新規入会申込み時の必要書類について、次のとおり変更する。

- (1) 入会申込書に日本学術会議登録団体か否かをチェックする欄を設ける
- (2) 日本学術会議非承認団体の場合には、3 年間の学会大会開催状況、研究誌発行状況、会報等、学会の運営実態が明らかになる資料を添付することとする
- (3) 上記(1)、(2)の変更にともない、会則第 3 章第 6 条を以下のように改正する

(現行)

第 6 条 会員になろうとする学術研究団体、および法人は、入会申込書を代表に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(改正案)

第 6 条 会員になろうとする学術研究団体、および法人は、入会申込書と団体・法人の運営状況を確認することができる資料を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

<参考情報> (2015 年時点)

日本学術会議の承認団体となるためには、会員 100 名以上、研究誌刊行実績 3 年以上を要件とし、以下による書類審査の後、代表者等へのヒアリングが実施された後に承認がなされる。

①申請書、②会則等、③研究誌本体 3 年分、④役員名簿 (所属・職階)、⑤会員名簿 (氏名・所属・職階)、⑥会報 3 年分、⑦ホームページのトップページを印刷したもの等のその他の運営実態が明らかになる資料

なお申請書には、会員・役員の男女比率にもとづく男女共同参画状況や研究職以外の会員の割合、学生・大学院生割合等を記載する欄もある。